
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 149 号》 2/15/2017

◎目次

- 1. 2月20日は「旅券（パスポート）の日」です
- 2. 在外選挙人登録はお済みですか？
- 3. 領事出張サービスのお知らせ
- 4. 日本関連文化事業のお知らせ
- 5. 休館日のお知らせ

=====

1. 2月20日は「旅券（パスポート）の日」です

=====

幕末から明治初期にかけて「旅券（パスポート）」に一定した呼び名はなく、印章、印鑑、旅切手、免状などの名称が使用されていました。「旅券」という正式な名称が決まるのは、1878年（明治11年）のことで、同年2月20日に「海外旅券規則」が制定され、「旅券」という言葉が初めて法令上使われました。これを記念して生まれたのが「旅券の日」です。

旅券は海外に滞在する際、ご自身が日本人であることと、氏名・年齢などを証明する国際的な身分証明書であり、また、海外で万が一ご自身の身に何かが起こった時に、その国の政府に対して、ご自身に必要な保護と援助を与えるよう要請する重要な公文書です。

2016年中の当館管轄地域内における旅券の紛失・盗難件数は40件（前年から7件増加）です。そのほとんどが、自宅または空港など外出先で本人の不注意によって紛失したケースです。また、旅券の盗難の多くはレストランなどでの盗難です。

紛失・盗難旅券は、闇ルートなどを通じて国際的な犯罪組織等の手に入り、偽変造され不法な出入国に使われたりするケースもあります。紛失・盗難旅券が数か月後に外国で不正に使用されるケースもありますので、知らないうちに知らない所であなたの旅券が不正に使用されないように、旅券の管理には十分ご注意ください。

また、旅券に一定以上の有効期間が残っていることを入国の条件としている国もあります。渡航前に慌てないためにも、改めて旅券の所在を確認すると共に、お持ちの旅券がいつまで有効なのかご確認ください。

なお、万が一、旅券を紛失・盗難された場合には、必ず最寄りの日本国大使館又は総領事館に

ご連絡ください。なお、日本国大使館・総領事館に紛失・盗難届を提出した後、旅券が見つかった場合、同旅券は使用することはできません。

=====

2. 在外選挙人登録はお済みですか？

=====

在外選挙人名簿への登録申請はお済みでしょうか？

在外選挙において、投票するためには、あらかじめ管轄の在外公館を通じて、在外選挙人名簿への登録申請を行い、国内の市区町村選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受ける必要があります。登録にあたっては、市区町村役場に転出届を提出されていることが前提となります。この在外選挙人証の交付までには、在外公館で申請してから、通常1～2か月程度かかりますので、申請がお済みでない方はお早めに当館領事窓口で登録申請をお願いいたします（手数料はかかりません）。なお、公職選挙法の改正により、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられました。

在外選挙人登録の詳細は、以下の当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_election_j.html

在外選挙人証をお持ちの方が、帰国後市区町村で転入届を提出してから4か月を経過した場合や日本国籍を失った場合は、在外選挙人名簿から登録抹消されますので、在外選挙を行うことはできません。また、短期間の日本滞在中に、市区町村役場で転入届を提出した場合でも、同様に登録抹消されます。この場合、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要となりますので、ご注意ください。

在外選挙投票の際には、必ず在外選挙人証と写真付身分証明書が必要です。既に登録済みの方におかれては、在外選挙人証がお手元にあるかご確認ください。万が一、在外選挙人証を紛失した場合には、当館において、再発行申請の手続きを行う必要があります。在外選挙人証の再発行にも通常1～2ヶ月程度かかりますので、お早めに再発行申請手続きをしてください。

当館では、在留邦人の皆さまが領事サービスを利用する上での利便性向上を図るため、シカゴ近郊の日系企業・団体等を訪問し、在外選挙人登録申請の受付など、各種領事サービスを提供する「領事出張サービス」を実施しています。訪問を希望される企業・団体等におかれましては、以下の当館ホームページをご覧くださいの上、気軽にお問い合わせください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_shuccho1307.pdf

=====

3. 領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録

申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

2月23日（木） ウィスコンシン州マディソン市（旅券仮申請受付期限：2月9日）

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000199732.pdf>

3月1日（水） インディアナ州プレインフィールド市（旅券仮申請受付期限：2月15日）

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000204970.pdf>

3月7日（火） ミネソタ州イーガン市（旅券仮申請受付期限：2月21日）

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000204908.pdf>

平成29年度（2017年4月以降）の領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、以下の当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html#con_shuccho

=====

4. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

（1）ジェイ・クイズ（ミネソタ日本語能力クイズ大会）

ミネソタ日米協会と当館の共催でミネソタ州及びウィスコンシン州の高校生が日本語と日本文化に関する知識を競うクイズ大会が以下のとおり開催されます（見学入場無料）。詳細は以下の関連サイトをご覧ください。

<http://mn-japan.org/ja/2017/01/j-quiz-2017/>

（ア）日時：2月18日（土）午前8時～午後3時40分

（イ）場所：ノーマンデル・コミュニティ・カレッジ（9700 France Avenue South Bloomington, MN 55431）

（2）ネブラスカ大学カーニー校日本祭

ネブラスカ大学カーニー校と当館の共催で日本祭が以下のとおり開催されます（入場無料）。ネブラスカの鼓響太鼓の演奏も予定されています。詳細は以下の関連サイトをご覧ください。

<https://www.unk.edu/calendar/2017/02/japanese-festival.php>

（ア）日時：2月18日（土）午後6時30分～8時30分

（イ）場所：ネブラスカ大学カーニー校 Nebraska Student Union, Ponderosa Room（2504 9th Ave, Kearney, NE 68849）

（3）東日本大震災6周年イベント（Kizuna 6）復興経済セミナー「TOHOKU UPDATE: What's Being

Done to Build a Positive Future - First-Hand Insights on the Current Progress」

東日本大震災6周年イベントの一環として、専門家を招いた復興経済に関するセミナーが以下のとおり開催されます（入場無料，参加登録要）。詳細は以下の関連サイトをご覧ください。

<http://www.jaschicago.org/events/tohoku-update-whats-done-build-positive-future-first-hand-insights-current-progress/>

（ア）日時：2月21日（火）午後6時～8時15分

（イ）場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター講堂（Japan Information Center, Olympia Centre #1000, 737 North Michigan Avenue, Chicago, IL 60611）

（ウ）共催：在シカゴ日本国総領事館，シカゴ姉妹都市インターナショナル大阪委員会，シカゴ日米協会，シカゴ日本商工会議所，JETRO

（4）ジャパニーズ・オリンピアド・オブ・インディアナ（インディアナ日本語能力クイズ大会）

インディアナ州日本語教師協会と当館の共催でインディアナ州の高校生が日本語と日本文化に関する知識を競うクイズ大会が以下のとおり開催されます（見学入場無料）。詳細は以下の関連サイトをご覧ください。

<http://pages.iu.edu/~kkuriyam/home.html>

（ア）日時：2月25日（土）午後1時～

（イ）場所：ディポー大学（Greencastle, IN 46135）

（5）イリノイ・ジャパン・ボウル（イリノイ日本語能力クイズ大会）

シカゴ日米協会の主催でイリノイ州の高校生が日本語と日本文化に関する知識を競うクイズ大会が以下のとおり開催されます。詳細は以下の関連サイトをご覧ください。

<http://www.jaschicago.org/events/illinois-japan-bowl-national-competition-japanese-language-japanese-culture-high-school-students/>

（ア）日時：3月11日（土）午前10時～午後2時30分

（イ）場所：ノース・セントラル・カレッジ Harold and Eva White Activity Center (325 E Benton Avenue, Naperville, IL 60540)

（6）第31回日本語弁論大会（聴講者募集）

外国語として日本語を学んでいる生徒のための毎年恒例の日本語弁論大会を以下のとおり開催します。聴講を希望される方は当日直接会場にお越し下さい。

（ア）日時：3月25日（土）午後12時～5時

（イ）場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター講堂（Japan Information Center, Olympia Centre #1000, 737 North Michigan Avenue, Chicago, IL 60611）

（ウ）共催：在シカゴ日本国総領事館，シカゴ日本商工会議所，シカゴ日米協会，シカゴ姉妹都

市インターナショナル大阪委員会

(エ) 出場予定者：在シカゴ日本国総領事館管轄 10 州に在住の外国語として日本語を学習している小中学生，高校生，大学生

=====

5. 休館日のお知らせ

=====

次回の当館休館日は以下のとおりです。

2月20日(月) Washington's Birthday

休館日には領事窓口，広報文化センター，電話での応対等，通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート(旅券)の発給を申請される場合には，発給まで時間を要しますので，現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

なお，事件・事故に巻き込まれた方，その他緊急の用件のある方は，当館代表電話(312-280-0400)に電話し，音声に従って操作して頂きますと，緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は，1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう，米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_main_j.html#about_closed

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では，テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様には直ちに情報の提供ができるよう，在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項(住所，電話番号，メールアドレス，家族構成等)に変更があったものの，未だ当館へ変更届を提出していない方は，氏名(漢字およびローマ字)と生年月日を明記の上，変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと，在留状況等を確認することができず，緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので，必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/backnumber.html

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
